### Information

### 戸建て木造住宅耐震改修 等事業を実施しています

### くは町建設課におたずねください

# 甲佐町戸建て木造住宅耐震改

行っています。 などの工事などについて支援を 木造住宅の耐震性向上の耐震改修

始めました。 う場合で一定の要件を満たすもの 修工事または建替えを一括して行 について、補助率を高めた補助を に、耐震設計と合わせて、耐震改

### ●対象の住宅

町内に存在する戸建木造住宅で 現に住宅所有者の居住の用に供

町では、甲佐町に所在する戸建

今回、耐震化をより進めるため

次に掲げる要件を全て満たす住

されているもの

# 修等事業は補助率を見直し

① 対象

括

②補助率

耐震診断の結果、倒壊の危険性 があると判断されたもの

125万円以下 費80 對以内) (補助対象工事

125万円超(補助対象工事費 ×24智+70万円以内)

住宅耐震改修等

※補助限度額130万円

### 建替え (設計・工事一括) 工事

木造

① 対 象

被災者生活再建支援金の支給対

### た地上階数が3以下のもの は伝統的工法によって建築され

在来軸組工法、

枠組壁工法また

昭和56年5月31日以前に着工し きるもの 震により被災したことが確認で たもの、または平成28年熊本地

> わ せ

過去に同一事業への補助金の交 付を受けたことがないもの

### 対象者

住宅の所有者

税金などに滞納がない者

町建設課

## 新規の補助事業を創設

新規の補助事業は、 次のとおり

です。 ●耐震改修設計・耐震改修工事

て

 $\mathcal{O}$ 詳

① 対 象

があると判断されたもの 耐震診断の結果、

事 業

に つ

·200万円以下 費50 計以内) (補助対象事業

②補助費

があると判断されたもの

※補助限度額118万1,000 ×11·5 對+77万円以内)

### 建替え工事費補助

被災者生活再建支援金の支給対

・耐震診断の結果、

125万円以下 ②補助費 (補助対象工事

200万円以下

(補助対象事業

費50 對以内)

②補助費

1125万円超(補助対象工

※補助限度額130万円

円以内)

(補助対象事業費×23智+54

万

に お 問

### 既存の補助事業

です。引き続き実施しています。 既存の補助事業は、次のとおり

耐震改修設計費補助

細は、

 補助率 補助対象事業費の3分の2 **(補** 

· 耐震改修工事 助上限額20万円)

② 補 助 率 倒壊の危険性

•200万円超(補助対象事業費

① 対 象

象でないもの

性

耐震診断の結果、

倒壊の危険性

があると判断されたもの

象でないもの

があると判断されたもの 倒壊の危険

事費 ·200万円超261万円未満

※補助限度額125万1,000 261万円以上(補助対象事業 円 費×11・5 約+85円以内)

●耐震シェルター工事費補助

① 対象

たものについては次に該当する 昭和56年6月1日以降に着工し

平成28年熊本地震で「全壊」「大 耐震診断の結果、 規模半壊」と認定されたもの 倒壊の危険

■申し込み期限

円

2分の1以内

(補助限度額20万

午後5時まで 平成30年12月21日

※土・日曜日、 祝日は除きます。

皿 096-234-1183(内線 161) 町建設課

# 国民健康保険・後期高齢者医療保険

### 第三者の行為によって 傷害を受けたら届け出を



### 一交通事故などの第三者行為は 町へ届け出が必要です

除いて、医療費は加害者が負担す た場合、被害者の過失割合部分を といいます。国民健康保険被保険 ど、第三者の行為によって疾病や ることになっています。 が第三者行為によって傷害を受け 者や後期高齢者医療保険被保険者 負傷をすることを「第三者行為」 交通事故や飼い犬にかまれるな

ります。 住民生活課への届け出が必要とな で保険診療は受けられますが、 その場合、それぞれの健康保険

支払います。その後、町に届け出 保険(保険者)が一時立て替えて 民健康保険および後期高齢者医療 第三者行為による医療費は、 玉

くは町住民生活課にお問い合わせ 保険および後期高齢者医療保険で ぶとその内容が優先し、国民健康 係へ届け出てください。 結ぶ前に、必ず町住民生活課保険 なくなる場合があります。示談を の保険診療扱いをすることができ 加害者に代理請求します。

### 第三者の行為の例

- 交通事故やけんかによる傷害
- 車同士の交通事故による同乗者 のけが
- 未成年者などの不法行為による 他人への損害
- 飼い犬かみつきによる傷害

# ||交通事故に遭った場合は

を申請しましょう。 に警察に届け「交通事故証明書」 交通事故に遭ったら、すみやか

### けがをして医療機関などで治療 を受けるときは

Ⅲ 096-234-1113(内線

マイナンバーによる

国民年金の手続きが開始

詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

②町へ「第三者行為による被害 ①第三者行為(交通事故や傷害事 届 の窓口で申し出ましょう。 故)であることを医療機関など (届出義務があります) などを提出しましょう。

# |マイナンバーでの国民年金

の手続きが開始されました

をすると、立て替え分を保険者が

届け出の前に加害者と示談を結

行えるようになりました。 では、国民年金の加入手続きや国 ナンバー(個人番号)を使用して 基礎年金の請求の手続きが、マイ 民年金保険料の免除の申請、老齢 市区町村および年金事務所の窓口 マイナンバーで手続きを行うと 平成30年3月5日(月)から、

きは、マイナンバーカードなどの お持ちください。 区町村または年金事務所の窓口に 本人の身元が確認できる書類を市 マイナンバーが確認できる書類、

※マイナンバーの記載が困難な場 もできます。 使用して各種手続きを行うこと 合は、引き続き基礎年金番号を

# マイナンバーを使用して行える

- 申請書 国民年金保険料免除・納付猶予

- 国民年金被保険者住所変更報告
- 未支給年金請求書(国民年金 厚生年金・船員保険・共済年金 保険老齢給付)

### 際に準備いただくもの |マイナンバーで手続きを行う

### マイナンバーカードをお持ちで マイナンバーカード

①通知カード、マイナンバーが記 点ずつお持ちください。

ない場合は、①と②の中から1

- 載された住民票の写し
- の分かる書類をお持ちください。 ②運転免許証、 たは年金証書などの基礎年金番号 をお持ちでない方は、年金手帳ま マイナンバーを確認できる書類 ト)、在留カードなど 旅券(パスポ

- ·国民年金保険料学生納付特例申
- ·国民年金保険料免除期間納付申 出書
- 国民年金保険料クレジット納付 (変更) 申出書
- 年金請求(国民年金・厚生年金 書(転出)・取消報告書

町住民生活課 🔟 096-234-1113(内線 104)

### 国民年金